

YCC 元気会会則及び特別ルール

<会 則>

- 第1条 横浜カントリークラブの会員であれば誰でも本会に入会できます。本会会員の家族会員は準会員とします。
- 第2条 定員は15名程度とします。(3組12名までの予約申し込みの為)
- 第3条 入会金は不要です。会費は、1年間10,000円です。但し、11,000円以上若しくは9,000円以下となる場合もあります。
- 第4条 会員6名以上が同じ日に同一コースでプレーした場合に競技会(以下コンペと言います)が成立します。半年間の最低出場回数は6回です。
- 第5条 コンペはクラブ競技と併催する場合があります。
- 第6条 ハンディキャップは原則として、横浜カントリークラブのハンデを採用します。元気会コンペで上位入賞した場合は、クラブハンデに関係なく翌期のハンデが入賞順位に応じて減ります。<上位入賞者に対する暫定措置です>
低減率は、一位20%、二位15%、三位10%です。
- 第7条 新入会者は会員全員の承諾を得て入会することができます。退会は任意です。
- 第8条 慶弔規定はありません。

<会計に関する事項>

会費は1年間10,000円です。

年2回、半年ごと(1月と7月)に表彰式を行う。

出席者は宴会費として5000円を各自負担し、オーバー分は元気会で補充する。一週間以内のキャンセルは5000円は返金しない。

すべて銀行振り込みで清算をする。

<特別ルール>

- 第9条 グリップ以内程度のパッティングは同伴者の了解でOKできます
- 第10条 球を紛失して打ち直ししなければならない場合、2打付加して紛失した付近からストロークすることができます。(例:ティーショット後前進4打の適用)
- 第11条 コンペで、ネットスコア80以上の場合、ON(オーバー・ザ・ネット)金として1,000円負担する。いわゆる罰金。半年間の上限を10,000円とする。
- 第12条 コンペはポイント制(優勝:10P)で、半年ごとの合計ポイントで順位を決める。同スコアの場合、年長順とする。
- 第13条 特別ルール以外は日本ゴルフ協会「ゴルフ規則」及び横浜カントリークラブのローカルルール(スコアカード、年間スケジュール手帳に記載)を適用します。

<附 則>

- 第14条 会則及び特別ルールを変更する場合は、会員全員の承諾を必要とする。

第15条 コース状態が不良の場合、参加者の同意を得て臨時規則を採用することができる。

(2009年)平成21年7月1日改定

(2013年)平成25年7月1日改定・発効

(2018年)平成30年9月8日改定

元気会銀行口座です。

みずほ銀行、横浜東口支店

店番号 361

口座番号 2291526

元気会